

令和7年度エコタイヤ導入助成(福島県エコタイヤ導入推進)事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

- (1) この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会员及び賛助会員(以下「会員」という。)又は非会員がエコタイヤを購入する場合の費用の一部を助成することで、協会が行う環境問題対策の一環である省エネルギー対策をより効果的に推進することを目的とする。
- (2) 福島県「カーボンニュートラル推進事業」の福島県エコタイヤ導入推進事業として、貨物自動車のエコタイヤへの転換を支援することにより、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。
- (2) 会員又は非会員で、Gマーク認定事業所であるもの。

3 助成の対象

次の(1)～(3)を全て満たすタイヤとする。

- (1) 協会ホームページに掲載する「エコタイヤ対象商品一覧」に記載されたタイヤ。
- (2) 福島県内ナンバーの車両に新品で装着するタイヤ。
- (3) 令和7年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和8年2月25日までの間に契約・購入し、その費用の支払いが完了したタイヤ。リース契約、割賦契約で導入する場合は、装着初年度のみ対象とし、令和7年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和8年2月25日までの間に導入した本数に、その導入に要する費用総額に対する支払済金額の割合を乗じて得た本数(端数は四捨五入をする)までとする。

4 助成件数

1会員当たり車両保有台数(令和7年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の車両保有台数とし、非会員は令和7年4月1日の車両保有台数とする。)の3分の2(端数は四捨五入をする。)×12本までとし300本を上限とする。

5 助成金額 エコタイヤ1本あたり2,000円とする。

6 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 38,000,000円

(内訳:運輸事業振興助成交付金 18,000,000円、福島県エコタイヤ導入推進事業補助金 20,000,000円)

8 助成金の申請手続

別紙の「令和7年度エコタイヤ導入助成(福島県エコタイヤ導入推進事業補助金)申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送・持参等により提出する。県内に複数の営業所がある場合、本社又は主管支店が取りまとめて提出する。

9 取得財産の管理

助成対象者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

10 この事業は「令和7年度福島特定原子力施設地域振興交付金」を活用しています。